

委 託 業 務 処 理 要 領

放射線被曝線量測定処理に当たっては、契約に定めるほか、この要領によるものとする。

- 1 個人被曝線量測定については、測定対象者に均等・不均等各 1 個ずつガラスバッジを貸与すること。また、使用する測定用具に適合し、JIS 規格等で認定された計量法に基づいて行うこと。
- 2 測定用具の送付
乙は、毎月甲が必要とする種類及び数量の測定用具を所属別に区別し、総務係へ送付するものとする。
- 3 測定期間経過後の返送
甲は、職員の被曝線量記録の完全を期するため、着用、未着用にかかわらず着用期間の 1 ヶ月間を経過した測定用具を直ちに乙に返送するものとする。
- 4 被曝線量測定検査及び測定結果の報告
乙は、甲より返送された測定用具を直ちに検査し、その結果を書面、CD 等の電子媒体で甲に報告するものとする（ただし、検査結果の報告については、月ごとに結果報告をまとめることなく、甲より乙へ提出されたものごとに直ちに検査し、結果を甲に報告するものとする。